

令和6年11月14日

令和6年第3回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料



## 「愛名やまゆり園 虐待事案に関する第三者委員会 中間報告書」を受けての指定管理者としての対応について

社会福祉法人かながわ共同会（以下「法人」という。）が設置した「愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会」（以下「第三者委員会」という。）が、このたび中間報告書を公表しましたので、法人としての対応についてご報告いたします。

### (1) 経緯

令和5年11月2日	愛名やまゆり園（以下「園」という。）生活2課せせらぎ寮で虐待事案発生
11月30日	改善計画（第1次）を県に提出
12月14日	県議会厚生常任委員会参考人招致
12月16日	園生活1課こだま寮で虐待事案発生
令和6年3月29日	行政処分（新規受入停止6か月）を県から受理
4月1日	第三者委員会を設置
4月4日	改善勧告書を県から受理
4月30日	改善計画（第2次）を県に提出
9月30日	第三者委員会から中間報告書を受領
10月1日	園幹部に報告書を説明
10月3日	法人内各園長に報告書を説明
10月10日	園家族会役員に報告書を説明 （第三者委員会記者会見日・中間報告書公表）
10月11日	園職員説明会を開催
10月15日	園職員及び法人職員説明会を開催
10月17日	臨時理事会を開催
10月19日	園家族及び利用者代表に説明
10月30日	園利用者自治会で説明
11月5日	理事会を開催

### (2) 第三者委員会中間報告書の要旨

#### ア 令和5年に発生した元職員による虐待行為の原因

- ・ 元職員本人の専門的支援力の無さ、気質等に起因。
- ・ その背景には、先輩職員らによる「集団処遇」を基本とした虐待行為が横行、元職員らが模倣させられる形で加担するに至った。

- ・ 管理監督する職員らは、この実態等を把握せず、漫然と問題を放置し、結果として防ぎ得た本件虐待行為を防げなかった。

#### イ 園における他の虐待行為の存在

- ・ 平成 26、27 年頃から令和 4 年度までの間、一部職員らによる利用者への身体的、心理的、性的虐待を含む虐待行為が常態化していた。
- ・ その一部は、園管理職に報告されていたが、適切な対応はなく、法人幹部はそれらの事実について全く了知していなかった。

#### ウ 園及び共同会の支援上並びに組織運営上の問題性

- ・ 園では専門性を伴った支援方針が立てられておらず、あるべき支援よりも勤務歴の長い職員の手方や方針が優先されがちであった。
- ・ 法人には、現場の支援をサポートする仕組みがなく、欠員も恒常化し、現場は「綱渡りの支援」が続いている。
- ・ 園では、部門間のコミュニケーション不全が甚だしく、「上に何を言っても無駄」という認識が蔓延している。
- ・ 法人幹部の専門性は乏しく、現場の問題は放置され、不満を持つ職員の退職により欠員が増えるという悪循環が発生している。
- ・ 法人には、以上のような根本的な組織の機能不全が認められ、抜本的なガバナンスの改善・再構築が不可欠である。

#### エ 調査の中間的まとめ

- ・ 園で個々の利用者に対して適切な支援が実施できるか疑義があり、法人内の意思疎通ができていないので、改善は容易ではない。
- ・ この原因は、過去の虐待事例に真摯に向き合って来なかったことにある。法人全体に隠蔽体質が蔓延しており、この改善は難しい。

#### 【改善提案】

- (ア) 現状の職員数に見合った利用者数にしていく（新規入所・短期入所の停止、利用者の他施設への移動促進、一部寮の閉鎖による欠員対策）
- (イ) 大規模施設支援の限界を乗り越え、職員のやる気を喚起するため、利用者の地域移行を推進する
- (ウ) 法人の規模の縮小と法人運営の抜本的改革
- (エ) 相部屋の解消
- (オ) 看護課との連携の改善
- (カ) 利用者も支援者も生きがいをもてる良い支援の工夫を
- (キ) 研修の改革と法人全体の情報開示の必要性

(3) 法人としての対応について

- ア 虐待通報事案に係る県・関係自治体調査への全面的協力
- イ 利用者保護の徹底
- ウ 早急な（支援員）欠員対策の実施
- エ 法人「（仮）愛名改善チーム」の設置
- オ 理事会構成メンバーの見直し
- カ 古い「集団支援」との決別（宣言）

<別添参考資料>

参考資料 「社会福祉法人かながわ共同会愛名やまゆり園虐待事案に関する第三者委員会 中間報告書」